

提案内容評価要領

1 基本的な考え方

この委託業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり、技術力と見積価格等を総合的に判定する。

(1) 技術力の評価

企画提案書及びプレゼンテーションに基づき提案内容を評価し、「技術点」を与える。

「技術点」は、85点満点とする。

(2) 市内企業の評価

京都市内に、本店、支店又は営業所等を有する者の場合は、「その他」として5点を与える。

(2) 見積価格の評価

見積価格を後に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。

「価格点」は、10点満点とする。

(3) 受託候補者の選定方法

「技術点」、「その他」及び「価格点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。ただし、受託候補者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない場合は、採用しない。

(4) 有効数字

60点以上の評価を得た事業者について、「技術点」及び「価格点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 合計点数が最も高い者が2以上あるとき（同点）の対応

ア 提案者それぞれの「技術点」と「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を受託候補者とする。

イ 提案者それぞれの「技術点」と「価格点」が同じ場合

くじ引きにより、受託候補者を決定する。

2 技術点の評価【85点】

(1) 評価項目及び配点

別紙4「提案内容評価表」に基づき採点を行う。

(2) 評価方法

ア 項目評価点の考え方

評価対象の各項目を5段階で評価する。

イ 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに加重点を設定する。

ウ 技術点の計算

技術点は、次の式により計算する。

① 項目評価点=評価点

② 技術点=項目評価点の合計

エ 採点方法

別紙4「提案内容評価表」に基づき、各審査者が採点した点数（その他及び価格点を除く。）について平均点を算出し、各項目の平均点を合計する。

3 その他【5点】

京都市内に、本店、支店又は営業所等を有する者である場合は5点を加点する。

なお、コンソーシアムの場合、構成する事業者の1社でも該当する場合は加点することとする。

4 価格点【10点】

価格点の計算は、以下の式により行う。

初年度のトータルコスト（最低提示価格／貴社提示価格）×10点

ただし、貴社提示価格が本市の示した契約上限額を超過している事業者については、技術点が優れている場合にあっても採用しない。